

## 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

使 用 人 の 状 況  
主 要 な 借 入 先 の 状 況  
そ の 他 企 業 集 団 の 現 況 に 関 す る 重 要 な 事 項  
会 社 役 員 の 状 況 ( 社 外 役 員 に 関 す る 事 項 )  
会 計 監 査 人 の 状 況  
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制  
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制 の 運 用 状 況  
会 社 の 支 配 に 関 す る 基 本 方 針  
連 結 注 記 表  
個 別 注 記 表

第41期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

カッパ・クリエイト株式会社

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

(アドレス <http://www.kappa-create.co.jp>)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
873名	44名減

(注) パートタイマー・アルバイトの期中平均雇用人員は、7,973名（1人1日8時間換算）であり、上記使用人数には含まれておりません。

#### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
762名	37.20歳	11.35年

(注) 出向・嘱託従業員及びパートタイマー・アルバイトの人数は、上記使用人数に含まれておりません。

### (2) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	400 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	400

### (3) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 会社員の状況（社外役員に関する事項）

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）徳江義典氏は徳江法律事務所所長であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）才門麻子氏は株式会社クラッセ・ドゥ・クラッセの代表取締役及び株式会社アトムの社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）友野宏章氏はアサヒビール株式会社の常勤監査役であります。当社は同社からビール等を購入しております。
  - ・監査役金森浩之氏は金森公認会計士事務所所長、みなと公認会計士共同事務所代表、株式会社RSテクノロジーズの社外監査役及び株式会社博展の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役（監査等委員） 徳 江 義 典	当事業年度における取締役会13回、監査等委員会10回すべてに出席し、弁護士として法律に関する専門知識と経験から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 才 門 麻 子	当事業年度における取締役会13回、監査等委員会10回すべてに出席し、企業経営の豊富な経験と実績を生かし客観的・中立的な立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 友 野 宏 章	当事業年度における取締役会13回のうち監査役として2回、監査等委員として10回出席し、また監査等委員会10回のうち9回出席し、企業経営の豊富な経験と実績を生かし客観的・中立的な立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 金 森 浩 之	当事業年度における取締役会13回のうち2回、監査役会2回のうち2回出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。
2. 金森浩之氏は当社の社外監査役に就任しておりましたが、2018年6月18日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しております。
3. 監査等委員会設置会社移行前の期間において、友野宏章氏は当社の社外監査役でありましたが、当該期間開催の監査役会2回すべてに出席し、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

## (2) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度は、上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬5百万円を会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に支払っております。

### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結しております。

### (3) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシーを定め、それを全役職員に周知徹底させる。
- ロ. 総務担当役員を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンスに関する事項について定期的な検証及び対策を検討するとともに、適時代表取締役及び監査等委員会に報告する。
- ハ. 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 職務の執行に係る文書その他の情報を、文書管理規程及び個人情報規程の定めるところに従い適切に作成、保存又は廃棄し、かつ管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを行う。
- ロ. 取締役及び監査等委員は、これらの文書を閲覧することができる。
- ハ. 取締役は、当社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署及び管理する部署を設置し、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令に従い適切に開示する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 代表取締役社長の直轄する部署として、内部監査室を設置し定期的に業務監査項目及び実施方法を検討し、監査実施項目に漏れがないか否かを確認し、監査方法の改定を行う。
- ロ. 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき危険のある業務執行行為が発見された場合の通報体制として、発見された危険の内容及びそれが及ぼす損失の程度等について、直ちにリスクマネジメント委員会及び担当部署に通報される体制を構築する。

- ハ. 内部監査室の情報収集を容易とするために、内部監査室の存在意義を  
使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監  
査室に報告するよう指導する。
  - ニ. 代表取締役を委員長としたリスクマネジメント委員会を設置し、各部  
署から業務に係るリスク状況について定期的に報告を受け、適宜検討  
及び対応を図る。
  - ホ. リスクマネジメント委員会は、危機管理規程の整備、運用状況の確認  
等を行う。
  - ヘ. 取締役会は、毎年、業務執行に関するリスクを特定し、見直すとも  
に、リスク管理体制についても見直しを行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 別途定める社内規程に基づく責任と権限及び意思決定ルールにより、  
執行役員制度を導入し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制  
をとるため、意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を  
図るとともに、重要な事項については経営会議を設置して、合議制に  
より慎重な意思決定を行う。
  - ロ. 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するととも  
に、取締役は年度予算及び中期計画を策定し、毎月それに基づく進捗  
状況を取締役会において報告する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体  
制
- 使用人に法令・定款の遵守を徹底するためコンプライアンス委員会を設  
置するとともに、使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場  
合の報告体制として、公益通報規程に基づく内部通報制度を構築する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための  
体制
- イ. 当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保  
するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理  
に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」、  
「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体

制」、「使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」について、グループとして管理体制を構築、整備し、運用する。

- ロ. 当社及び子会社の業務の適正については、関係会社管理規程により管理する。本規程は、①事業に関する承認、②事業に関する報告の提出、③経営上における連絡の保持について管理している。
- ハ. 当社の内部監査室は、子会社等に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。
- ニ. 当社の内部監査室は、子会社等との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、子会社等の内部監査室又はこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会決議により補助使用人を置くことができる。補助使用人の員数や求められる資質について、監査等委員会と協議し、適任と認められる人員を配置する。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事（採用、異動、昇格、降格、報酬、懲罰等）については、監査等委員会の同意を必要とし、使用人のスタッフの面接及び業績評価は監査等委員会が行う。

⑨ 監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 補助使用人は、監査等委員会から指示された職務に関して、監査等委員会以外の指示命令は受けないものとする。
- ロ. 補助使用人は、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。

- ハ. 補助使用人は、監査等委員に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加する。
- ⑩ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社及び子会社の取締役並びに使用人は、監査等委員会の定める監査等委員会監査基準に従い各監査等委員の要請に応じて必要な報告をすることとする。
- ロ. 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
- ・当社の内部統制システム構築に係る部門の活動状況
  - ・当社の子会社及び関連会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
  - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
  - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ⑪ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査等委員会報告規程において、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、当社からいかなる不利益な取扱いを受けないことを明記する。
- ロ. 当社の公益通報取扱規程において、従業員が、監査等委員会への報告又は内部通報窓口への通報により、人事評価において不利益な取扱いを受けることがなく、また懲戒その他の不利益処分の対象となることがない旨を定める。
- ⑫ 監査費用の前払い又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行について合理的に生ずる費用の前払い又は償還、その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務を、監査等委員の請求に基づき速やかに支払う。
- ⑬ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。



ロ．代表取締役との定期的な意見交換を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
暴力団等の反社会的勢力及びこれらと関係のある個人・団体に対して、一切の交流・取引を行わないこと、要求を断固拒否することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体・関連企業と協力して、情報を収集し反社会的勢力の排除のため社内体制の整備を推進する。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 内部監査室により実施した当社の内部監査結果は、定期的に当社取締役会あるいは社内の重要な会議の場で報告を行っております。
- ② 当社及び子会社の役員並びに使用人に対しコンプライアンスやリスク管理等の基本的な思想に関する社内での研修や、外部から講師を招いての講習会を開催し意識の浸透を図っております。
- ③ 金融商品取引法に基づく財務報告を内部監査室により評価を行い、当事業年度における重大な違反はなく、内部統制システムは適切に運用されていると判断します。
- ④ 当社グループの役員及び使用人は、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人・団体とは一切の関係を持たず毅然とした態度で対応しております。

#### (5) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はございません。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1社
- ② 連結子会社の名称 株式会社ジャパンフレッシュ
- ③ 非連結子会社  
非連結子会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社はありません。

#### (3) 連結の範囲又は持分法の適用の変更に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

##### その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ロ. たな卸資産

##### 商品・原材料

主として月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### 製品

月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### 貯蔵品

月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)(ただし、店舗用を除く一部貯蔵品は最終仕入原価法による原価法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価値については、主として法人税法に規定する方法と同一の方法によっております。

なお、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、契約期間を耐用年数としております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年間）に基づく定額法で償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 株主優待引当金

将来の株主優待ポイントの利用による費用の発生に備えるため、株主優待ポイントの利用実績率に基づいて、連結会計年度末日の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

ニ. 店舗閉鎖損失引当金

当連結会計年度末における閉店見込店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ロ. 繰延資産の処理方法

社債発行費は社債償還期間にわたり均等償却しております。

(6) 会計方針の変更

該当事項はありません。

(7) 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

(8) 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

① 取引の概要

当社は、従業員の企業意思形成への参画意欲を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当社の企業価値の向上を目指すべく「従業員持株会連携型E S O P」を導入しております。

「従業員持株会連携型E S O P」は、従業員持株会が取得する予定数量に相当する当社株式を予め一括して当社より取得し、従業員持株会への売却を行うものであります。

② 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度572百万円、当連結会計年度532百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度523千株、当連結会計年度485千株、期中平均株式数は、前連結会計年度545千株、当連結会計年度505千株であり、1株当たりの算出上、控除する自己株式に含めております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 29,812百万円

### (2) 財務制限条項

#### ① シンジケートローン

シンジケートローン契約（前連結会計年度末残高1,600百万円、当連結会計年度末残高800百万円）には、下記の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、多数貸付人の請求に基づくエージェントの通知があれば、期限の利益を喪失し、直ちに借入金並びに利息及び清算金等を支払う義務を負っております。

イ. 平成27年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を100億円以上に維持すること。

ロ. 平成27年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、平成28年3月期決算及びその直前の期の決算を対象として行われる。

なお、当連結会計年度末において当該財務制限条項に抵触しておりません。

#### ② 従業員持株会連携型E S O P

当社の従業員持株会連携型E S O P信託契約（前連結会計年度末残高249百万円、当連結会計年度末残高99百万円）においては、当社が信託の借入に対する保証人になっており、借入先との契約において下記の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の請求に基づく通知があれば、期限の利益を喪失し、直ちに借入金並びに利息及び清算金等を支払う義務を負っております。

イ. 各事業年度末日及びその前の事業年度末日に係る損益計算書又は連結損益計算書における経常損益金額が連続して0円未満となること。

ロ. 各事業年度末日に係る貸借対照表又は連結貸借対照表における純資産合計金額が0円未満となること。

なお、当連結会計年度末において当該財務制限条項に抵触しておりません。

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

49,414,578株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年4月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	246百万円	5円	2018年3月31日	2018年6月19日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	246百万円	5円	2019年3月31日	2019年6月20日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式

72,200株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等、安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については資金計画及び設備投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入及び社債発行）を調達しております。必要となる運転資金、設備投資資金は現金及び預金とし、それを超える部分は銀行の長期預金として利息収入の確保を図っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

借入金、社債、及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備資金の調達を目的としたものであり、長期借入金は主に固定金利による支払利息の固定化を実施しております。

長期未払金は、主に割賦未払金であり、固定金利による支払利息の固定化を実施しております。

敷金及び保証金は、新規出店時等に契約に基づき貸主に差し入れる建設協力金並びに敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が貸主ごとの信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、短期の支払期日であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,083	5,083	—
(2) 売掛金	2,357	2,357	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	15	15	—
(4) 敷金及び保証金	5,177	5,333	156
資産計	12,633	12,789	156
(5) 買掛金	3,499	3,499	—
(6) 短期借入金	99	99	—
(7) 1年内返済予定の長期借入金	800	800	—
(8) 1年内償還予定の社債	1,110	1,110	—
(9) 未払金	1,981	1,981	—
(10) リース債務（流動）	278	278	—
(11) 社債	2,685	2,683	△1
(12) 長期未払金	1,700	1,705	4
(13) リース債務（固定）	359	364	5
負債計	12,514	12,521	7

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価は、与信先の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定してしております。



## 負債

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 1年内返済予定の長期借入金、(8) 1年内償還予定の社債、(9) 未払金、(10) リース債務(流動)

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(11) 社債、(12) 長期未払金、(13) リース債務(固定)

これらの時価については、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額836百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

### 5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

### 6. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループの店舗及び工場の定期借地権契約及び建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該除去債務の金額の算定方法

当該契約の期間に応じて2年～31年と見積り、割引率は0.00%～3.15%(国債流通利回り)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,411百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	22
資産除去債務の履行による減少額	△36
その他	—
期末残高	<u>1,397</u>

## 7. 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所	件 数	金 額
営業店舗	建 物 他	神奈川県他	111件	859百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、営業店舗及び工場を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスになっている資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額859百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローを6.3%~7.2%で割り引いて算定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 243円22銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円92銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

商品・原材料	主として月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
貯蔵品	月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)(ただし、店舗用を除く一部貯蔵品は最終仕入原価法による原価法)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価値については、主として法人税法に規定する方法と同一の方法によっております。

なお、事業用定期借地権が設定されている借地上的建物については、契約期間を耐用年数としております。

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年間)に基づく定額法で償却しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

将来の株主優待ポイントの利用による費用の発生に備えるため、株主優待ポイントの利用実績率に基づいて、事業年度末日の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

当事業年度末における閉店見込店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

② 繰延資産の処理方法

社債発行費は社債償還期間にわたり均等償却しております。

(5) 会計方針の変更

該当事項はありません。

(6) 表示方法の変更にに関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

(7) 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

① 取引の概要

当社は、従業員の企業意思形成への参画意欲を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当社の企業価値の向上を目指すべく「従業員持株会連携型E S O P」を導入しております。

「従業員持株会連携型E S O P」は、従業員持株会が取得する予定数量に相当する当社株式を予め一括して当社より取得し、従業員持株会への売却を行うものであります。

② 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前事業年度572百万円、当事業年度532百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は、前事業年度523千株、当事業年度485千株、期中平均株式数は、前事業年度545千株、当事業年度505千株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式を含めております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 27,836百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権 948百万円  
② 短期金銭債務 20百万円

(3) 財務制限条項

① シンジケートローン

シンジケートローン契約（前事業年度末残高1,600百万円、当事業年度末残高800百万円）には、下記の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、多数貸付人の請求に基づくエージェントの通知があれば、期限の利益を喪失し、直ちに借入金並びに利息及び清算金等を支払う義務を負っております。

イ. 平成27年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を100億円以上に維持すること。

ロ. 平成27年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、平成28年3月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

なお、当事業年度末において当該財務制限条項に抵触しておりません。

② 従業員持株会連携型E S O P

当社の従業員持株会連携型E S O P信託契約（前事業年度末残高249百万円、当事業年度末残高99百万円）においては、当社が信託の借入に対する保証人になっており、借入先との契約において下記の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の請求に基づく通知があれば、期限の利益を喪失し、直ちに借入金並びに利息及び清算金等を支払う義務を負っております。

イ. 各事業年度末日及びその前の事業年度末日に係る損益計算書又は連結損益計算書における経常損益金額が連続して0円未満となること。

ロ. 各事業年度末日に係る貸借対照表又は連結貸借対照表における純資産合計金額が0円未満となること。

なお、当事業年度末において当該財務制限条項に抵触しておりません。

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引

仕入高 346百万円  
販売費及び一般管理費 416百万円

(2) 営業取引以外の取引

71百万円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 594,148株

(注) 自己株式数には、株式会社SMB C信託銀行（従業員持株会信託口）（以下「信託口」という）が所有する当社株式485,900株が含まれております。これは、信託口への自己株式の処分について、会計処理上、当社と信託口が一体のものであると認識し、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

賞与引当金	32百万円
株主優待引当金	34百万円
減価償却超過額	3,943百万円
長期未払金	67百万円
資産除去債務	405百万円
子会社株式評価損	219百万円
繰越欠損金	2,808百万円
その他	152百万円
繰延税金資産小計	7,664百万円
評価性引当額	△7,122百万円
繰延税金資産合計	541百万円

##### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△86百万円
その他有価証券評価差額金	△0百万円
その他	△13百万円
繰延税金負債合計	△100百万円
繰延税金資産の純額	440百万円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社ジャパンフレッシュ	86.56	不動産の賃貸等 食材の仕入金 額・経費の立替 役員の兼任	不動産の賃貸等	86	未収入金	7
				食材の仕入金 額・経費の立替	2,256	未収入金	862

- (注) 1. 上記議決権等の所有割合は2019年3月31日現在の議決権の割合を記載しております。  
 2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 3. 賃貸料については、近隣の取引実勢及び減価償却費等を勘案し、両者協議の上、決定しております。  
 4. 仕入及び経費の立替について、金利及び手数料の授受は行っておりません。

### (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	株式会社コ ロワイドMD	—	原材料の仕入 等	原材料の仕入 等	27,947	買掛金	2,570
						未払金	103
親会社の 子会社	ワールドビー コム株式会社	—	備品等の購入	備品等の購入	681	未払金	74

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 取引関係については随時見直しを行っており、仕入価格の算定については双方の合意に基づく価格により決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 242円07銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 0円44銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。